

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度(年度末実績)			
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
高知市	①自立支援・介護予防・重度化防止	いきいきと暮らし続けられる～高齢者の健康増進・社会参加による健康寿命の維持向上及び介護予防の推進～ 高齢者がいきいきと暮らし続けるためには、健康づくりや様々な社会活動に参加することが重要であるが、第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの高齢者が外出や社会参加活動を自粛し、住民同士が集まることのできない状況が続いた。 今後、住民主体の地域活動である百歳体操の再開や活性化に向けた支援、健康講座や健康相談等による健康づくり等の普及啓発に取り組む必要がある。また、社会活動への参加は介護予防の効果があることから、高齢者のニーズに応じた社会参加の機会を促進していくことが重要である。 そのためには、地域の多様な人材を活用したサービスの創出や、ボランティア活動への参加意欲を促進し、地域での支え合いの仕組みづくりに取り組む必要がある。 ※P55参照	①健康づくり・介護予防の推進 百歳体操について、より多くの高齢者が参加しやすい魅力的な環境となるように、体操会場を増やし、指導するインストラクターの育成や会場を運営するサポーター養成等の活動支援に取り組む。 既存の百歳体操の活動継続や活性化に向けた支援をNPO法人やリハビリ専門職等と連携して行う。 生活習慣病の重症化リスクの高い高齢者や健康状態の把握ができていない人に対して医療専門職の家庭訪問による受診勧奨・健康指導等に取り組む。 百歳体操の活動支援にあわせて、高齢者のフレイル予防として、特に栄養改善活動のための健康講座等の取組を一体的に行うことで、より効果的な健康づくりや介護予防の推進に取り組む。 ※P67参照	●いきいき百歳体操参加者数 ⇒9,000人/年(令和8年7月調査予定) ●いきいき百歳サポーター新規育成数 ⇒180人/3年間(令和8年度末) ●健康講座の開催数(健康づくり・介護予防・自立支援・高齢期に多い疾患(がん等)の啓発) ⇒140回/3年間(令和8年度末)	【継続】百歳体操会場の立ち上げ支援 百歳体操の開始支援として、職員・インストラクターの派遣回数56回、立ち上げ支援を実施しており、新規にいきいき10会場、かみかみ9会場、しゃきしゃき6会場が開設。 【拡充】百歳体操を継続できる仕組みづくり 職員・インストラクターを体操会場に派遣し、体操指導等による継続支援を行った。いきいき百歳体操:131回、かみかみ百歳体操:72回、しゃきしゃき百歳体操:6回。 いきいき百歳サポーター育成教室を3回開催し、55人が受講。サポーターフォローアップ教室を3回開催し、81人が受講。 NPO法人いきいき百歳応援団と連携し、体操会場における課題や取組状況を把握するため体操会場の訪問調査を実施。会場の取組情報の共有を目的としたいきいき百歳新聞を発行。新聞発行:2回。 地域包括支援センターが中心となり小地域ごとのお世話役交流会を開催し、取組状況の情報共有を図った。交流会の開催3回。 【継続】百歳体操へのつなぎ支援 訪問型サービス事業の利用者がいきいき百歳体操等の社会資源に繋げることで身体機能が維持・改善できるよう、つなぎ支援を生活支援コーディネーターと協働して実施している。いきいき百歳体操につなげた件数9事例。 【継続】介護予防の普及促進 あなたに届けたい出前講座「元気な体を保つ秘訣」を10か所実施。また、健康講座などあらゆる機会を活用して介護予防を普及啓発しており、いきいき百歳大交流大会の参加者も450人と昨年度と比較して120人増加させることができた。のぼり旗は145か所へ配布。体操会場にのぼり旗があることで、「体操をしている会場が分かりやすくなった」、「のぼり旗を見て参加につながった」との住民からの声が多かった。 【継続】栄養改善活動の普及啓発促進 健康講座は開催回数39回、受講者延べ386人。また、各地域包括支援センターにおいて、栄養改善のチラシを用いて70回市民啓発を実施。 10食品群/食事様式チェックシートを活用し、食習慣の改善活動を地域のいきいき百歳体操会場を中心に実施。18か所の体操会場で実施。 【継続】健康講座による啓発 あなたに届けたい出前講座や健康づくり事業による健康講座を実施。 (テーマ例:危険な熱中症～予防と対策～、高齢期の歯と口の健康、生活習慣病と認知症の関係、みんなで取り組む栄養改善、プレスト・アウェアネスをこ存じますか、地域包括支援センターとは) 開催数62回(健康増進課39回、基幹型地域包括支援センター23回) 【継続】いきいき健康チャレンジ等の普及 いきいき健康チャレンジ参加者 令和7年3月末現在:2,873人(うち65歳以上1,023人、35.6%) 【継続】健康相談の実施 電話や来所での相談を随時実施。さらに、身近な場所で相談が受けられるように、量販店で行う健康づくり事業の際にも実施。 令和7年3月末現在:延2,218人(うち65歳以上延1,405人) 【新規】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (1)高齢者の個別的支援(ハイリスクアプローチ)について ①健康状態不明者(R3年度以降健診、医療、介護認定を受けていない後期高齢者医療保険加入者) 令和6年度:175名に訪問通知、82名に面談成立。面談率51.6%(82/159名) ②糖尿病性腎症重症化予防(65歳以上の国保と後期高齢者医療保険加入者) 令和6年度:治療中断者6名、未治療者4名に介入 (2)通いの場での健康講座(ポピュレーションアプローチ)について いきいき百歳体操会場等で「健康長寿の秘訣」の健康講座や低栄養予防への取組について普及啓発を行っている。 令和6年度:健康講座58会場、延1,914名参加、健康相談 延220名参加	○ ◎ ○ ○ ◎ ○ ◎ ○	住民主体の「いきいき百歳体操」の取組開始から20年以上が経過し、参加者の高齢化とコロナの感染拡大の影響により参加人数が減少し、コロナ禍以降、廃止会場数が新規会場数を上回っていたが今年度は新規会場が上回った。参加者数も増加するなど回復傾向にある。 高齢者の徒歩参加圏内を考えると、百歳体操の空白地区があることから、体操に参加しやすい体制を整えていく。 サポーター育成教室は、定員20人で年3回開催しているが、市内の遠方に位置する三里地区からは、交通の便が悪く参加しにくいとの声があり、より参加しやすい会場での開催を希望する意見が寄せられている。このため、三里地区での開催場所や参加見込み等について地域包括支援センターと協議し、令和7年度中に三里地区での開催を予定している。 お世話役交流会については、各地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが、社会福祉協議会等の関係機関と連携して開催できる体制が整いつつある。良好な事例は情報共有を図り、今後の活動の活性化につなげていく。 訪問型サービス事業から「いきいき百歳体操」へとつなげた事例において、体操への参加が定着に至らないケースがあり、定着が課題となっている。体操会場への移動手段の確保や、会場に馴染むまでの継続的な働きかけが必要であるが、地域包括支援センターや介護支援専門員など専門職による支援には限界がある。 今後は、誘い出しボランティアの活用や移動手段の確保など、体操への参加を継続的につなげるための支援方法について、生活支援コーディネーターを中心に検討を進める。 出前講座や健康講座など、あらゆる機会を活用して介護予防の普及啓発に取り組む。住民主体による「いきいき百歳体操」の拡大につなげていく。今年度は、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターを中心に、「いきいき百歳大交流大会」への参加を地域に呼びかけた結果、昨年度より参加者を増加させることができた。この成果を踏まえ、今後も引き続き同様の取組を継続する。 さらに栄養改善に取り組む「いきいき百歳体操」会場の拡大を図るため、各地域包括支援センターの積極的な関与を促し、既存の体操会場や地域の集まりを活用して、栄養改善活動への普及啓発を実施する。また、体操に参加していない市民に対しては、個別支援の中で働きかけを行う。 健康増進課の取組としては、壮年期の生活習慣病予防の取組を進めるとともに、高齢者特有の健康課題に対応した啓発に取り組んだ。今年度は、地域団体だけでなく、職域や教育機関など幅広い団体からも申し込みが増加した。今後も継続して、健康に関する正しい知識の普及を取り組んでいく。 基幹型地域包括支援センターの取組としては、地域包括支援センターの圏域単位での啓発活動の数値目標を立て普及啓発を行っており、出前講座の実施回数は昨年度と比較増加した。引き続き、地域包括支援センターの実施計画に介護予防・健康づくりの普及啓発を盛り込み取り組んでいく。 高知家健康サポートアプリから申し込みと記録が可能になり、申込者が増加した。今後も本事業の参加をきっかけに生活習慣の改善や健康づくりへの関心が高まるよう働きかけていく。本事業のプラットフォームとして利用している高知県の高知家健康サポートアプリの周知、および操作支援を実施し、健康づくりに手軽に参加できるよう展開していく。 個別の電話や来所以外にも、講座などの啓発の場面を捉えて、健康相談を実施している。今後も幅広い相談ニーズに対応していけるよう、健康相談の質の向上に取り組んでいく。

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度(年度末実績)			
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
高知市	①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>安心して暮らし続けられる～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進～</p> <p>高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者が増えるとともに、認知症になる人の増加が予想されているなかで、一人ひとりが人生の最期まで、本人の望む自分らしい暮らしを安心して続けられるための取組をさらに進める必要がある。</p> <p>一人暮らしの高齢者の中には、自宅等での自立した生活を続けることが困難となる人もいるため、食生活や身の回りの困りごとを支援する必要がある。また、健康状態の把握ができていない人に対して個別訪問を行い、必要に応じて医療や介護予防サービスなどにつながる支援を行う必要がある。</p> <p>認知症は、早期診断・早期対応により進行を緩やかにできる場合があるため、認知症の人を早期に気づき、初期段階から支援することが重要である。また、認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けるために、市民一人ひとりが認知症に対して正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を見守り支援する体制づくりをより一層進めていく必要がある。</p> <p>一人ひとりが人生の最期まで、本人の望む自分らしい暮らしを続けるためには、健康な時から本人が望む生活や医療、ケアについて考え、家族や支援者と話し合い、共有しておくことが重要であるため、A.C.P.(人生会議)の普及促進を図るとともに、判断能力が低下した場合でも、本人の尊厳や権利を守るために、成年後見制度の活用による意思決定支援に取り組む必要がある。また、医療と介護の両方が必要になっても、切れ目ない支援を受けることができるよう、在宅医療と介護の連携をさらに推進していく必要がある。さらに、災害時に避難行動に支援が必要な人たちが安全に避難することができるよう、行政の取組にあわせて、</p>	<p>①ひとりになっても安心して暮らし続けられる支援</p> <p>多様な課題を抱える高齢者を把握し、高齢者の疾病予防や重症化予防と生活機能の改善を図るため、医療専門職が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組む。また、集いの場での栄養改善活動等を継続するとともに、健康状態の把握ができていない人や健康課題のある高齢者に対して訪問等による生活習慣病予防や重症化予防等の個別支援と、健康診断の受診勧奨や地域での活動への参加を促す。</p> <p>日常生活において買い物や調理等を行うことが困難な方への配食サービスによる食生活の支援や、日常生活の簡単な作業をワンコイン(500円)で受けられるサービスも継続して実施し、ひとりになっても安心して自立した生活が継続できるよう取り組む。</p>	<p>●健康状態不明者把握率 ⇒70%以上(各年度)</p> <p>●健康状態不明者のうち把握した者で健診を受診した割合 ⇒30%(各年度)</p> <p>●配食サービス実利用者数(各年度3月時点) ⇒330人(各年度)</p> <p>●ワンコインサービスの延利用者数 ⇒2,000人(各年度)</p>	<p>【継続】高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施</p> <p>ポピュレーションアプローチとして、地域の体操会場等での栄養改善等の普及啓発を39回(受講者延べ386人)実施した。栄養改善活動としては、いきいき百歳体操の18か所の体操会場で実施。健康状態不明者訪問については、82件/159件(面談率:51.6%)となっている。</p>	○	<p>ポピュレーションアプローチとして健康講座は引き続き実施する。健康状態不明者訪問は、勤務などを理由に不在が多く訪問不成立となるケースも多いため、面談率は51.6%である。地域包括支援センターや民生委員児童委員からの情報収集などにより、健康状態不明者の実態把握に努める。</p>
					<p>【継続】在宅高齢者配食サービス</p> <p>在宅の要支援高齢者等の栄養状態の改善と単身高齢者等の安否確認を目的として、市が求める要件を満たす民間の配食事業者に事業を委託して行っている。(令和6年度の配食数:93,137食)</p>	◎	<p>令和6年度末時点で、事業委託先は8者。弁当の配送エリアについては、配送可能な事業所が少ない地域があり、引き続き公募により新規事業者の確保を図っていく。</p>
					<p>【継続】シルバー人材センター「ワンコインサービス」</p> <p>シルバー人材センターが実施するワンコインサービス事業に対して補助金を交付することで、高齢者の日常における困りごとの解決及び高齢者の自立の支援を図っている。</p>	○	<p>令和6年度の利用件数は1,230件で、平成29年度の2,581件をピークに減少傾向となっている。サービス提供者の登録数減少が主な要因となっており、利用者のニーズに合わせたサービス内容の精査・検討が必要である。</p>

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度(年度末実績)			
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
高知市	①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>安心して暮らし続けられる～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進～</p> <p>高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者が増えるとともに、認知症になる人の増加が予想されているなかで、一人ひとりが人生の最期まで、本人の望む自分らしい暮らしを安心して続けられるための取組をさらに進める必要がある。</p> <p>一人暮らしの高齢者の中には、自宅等での自立した生活を続けることが困難となる人もいるため、食生活や身の回りの困りごとを支援する必要がある。また、健康状態の把握ができていない人に対して個別訪問を行い、必要に応じて医療や介護予防サービスなどにつなぐ支援を行う必要がある。</p> <p>認知症は、早期診断・早期対応により進行を緩やかにできる場合があるため、認知症の人を早期に気づき、初期段階から支援することが重要である。また、認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けるために、市民一人ひとりが認知症に対して正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を見守り支援する体制づくりをより一層進めていく必要がある。</p> <p>一人ひとりが人生の最期まで、本人の望む自分らしい暮らしを続けるためには、健康な時から本人が望む生活や医療、ケアについて考え、家族や支援者と話し合い、共有しておくことが重要であるため、ACP(人生会議)の普及促進を図るとともに、判断能力が低下した場合でも、本人の尊厳や権利を守るために、成年後見制度の活用による意思決定支援に取り組む必要がある。また、医療と介護の両方が必要になっても、切れ目ない支援を受けることができるよう、在宅医療と介護の連携をさらに推進していく必要がある。さらに、災害時に避難行動に支援が必要な人たちが安全に避難することができるよう、行政の取組にあわせて、住民同士で助け合う地域力を強化していく必要がある。</p> <p>※P55～56参照</p>	<p>③重度の要介護状態になっても安心して暮らし続けられる支援</p> <p>在宅療養や在宅看取り等に関する情報提供を行うとともに、「ACP(人生会議)」の普及に取り組む。</p> <p>医療と介護の関係機関が連携して、切れ目なく支援することで、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができることをめざす。また、在宅療養を支える各専門職種が、日常の療養場面や急変時、入退院時、看取りの時の場面に応じて、他職種とスムーズな連携を図ることができるよう支援する。</p> <p>※P87参照</p>	<p>●ACP(人生会議)について、「自分が望む医療やケアなど」について、家族などの身近な人と話し合っている(又は話し合ったことがある)人の割合 ⇒35%(令和8年度)</p> <p>●自宅や施設での最期を希望する人のうち、希望する場所での最期を「実現できる」と思う人の割合 ⇒30%(令和8年度)</p> <p>●入・退院時の引継ぎについて:退院時の医療機関からケアマネジャーへの紙面引継ぎ ⇒80%(令和8年度)</p> <p>●「知っちょいてノート」の活用率 ⇒ケアマネジャー:50%、訪問看護ステーション:70%</p>	<p>【継続】高知市在宅医療・介護連携推進委員会の開催 在宅医療・介護連携推進委員会:令和6年度2回開催。 「多職種連携」のワーキング:令和6年度1回開催。在宅看取りにおける経過時期別連携シートの活用状況や、救急との連携について協議した。 「市民啓発」のワーキング:令和6年度1回開催。これから高知市が行う市民啓発の方向性やアイデア等について意見出しを行った。</p> <p>【継続】医療・介護関係者の相談対応とコーディネート 平成28年度から高知市医師会へ「高知市在宅医療介護支援センター」を運営委託している。 (以下、在宅医療介護支援センター主催業務を記載) 医療機関やケアマネジャー等からの相談支援実績:令和6年度:19件 令和6年度:医師・訪問看護ステーション・ケアマネジャーとの交流会(参加者:119名)、ケアマネジャーと地域連携室との交流会(参加者:76名)を開催した。</p> <p>【継続】地域の医療・介護サービス資源の情報収集・提供 「高知くらしつながるネット(愛称「Licoネット」)」を活用し、「訪問診療・往診を行っている医療機関ガイド(診療所・病院)」や「医療ニーズの高い人の受け入れができる居宅サービス事業所ガイド」に掲載している内容についても、市民、支援者に公表。 令和6年度は、「訪問診療・往診を行っている医療機関ガイド(診療所・病院)」と「医療ニーズの高い人の受け入れができる居宅サービス事業所ガイド」の紙媒体の資料を作成し関係機関に配付。</p> <p>【継続】在宅医療・介護関係者への研修(多職種連携、在宅療養・在宅看取り等) (以下、在宅医療介護支援センター主催業務を記載) 高知市在宅医療・介護連携促進のための多職種研修会:R6年度 1回開催(参加者:174名)</p> <p>【拡充】在宅医療・介護連携の仕組みづくり 点検協議:令和6年度1回開催。入・退院時の引継ぎの際にも本人や家族の思いを大切にされた対応ができるよう、「入・退院時の引継ぎルール」の様式を変更した。(令和6年度) 居宅介護支援事業所へルール運用後の状況について報告:令和6年5月 医療機関及び居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー及び地域包括支援センター職員等に医療介護連携に関するアンケート調査を実施(令和6年12月実施)。 消防局と連携し、心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関するプロトコルについての訪問看護やケアマネジャーへの啓発を実施した(R6年度 2回開催)。</p> <p>【拡充】市民への啓発(在宅療養・在宅看取り等) (以下、在宅医療介護支援センター主催業務を記載) 出前講座(在宅医療・介護に関する内容):令和6年度:4回(183名) 令和6年度は企業からの啓発依頼を受け、社年期的対象者に「家族として考える在宅医療・介護」について検討いただく機会ももてた。</p> <p>【新規】ACP(人生会議)の普及 (以下、在宅医療介護支援センター主催業務を記載) 出前講座(ACPに関する内容):令和6年度:11回(191名) 令和6年度は、ACPに関する研修を実施予定。</p>	◎	<p>「多職種連携」のワーキングでは、在宅看取りにおける経過時期別連携シートの活用状況を確認しながら、内容の精査をしていく。加えて、心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関するプロトコルの各職能団体での周知状況も確認しながら、救急との連携等多職種連携について検討していく。また、市民啓発については、推進委員会やワーキングでの協議を踏まえて、高知市として啓発する内容等(ACPの啓発を含む)について協議を重ねていく。</p>
						◎	今後増えると想定される医療ニーズの高い人への支援については、医師等の医療機関と介護サービス事業所との連携が不可欠である。また、介護サービス事業所に求められる医療知識も高まることから、多職種が連携した研修会や交流の場づくりが必要である。
						◎	高知くらしつながるネットや紙媒体の情報提供資料の活用促進、情報のブラッシュアップを継続して行う必要がある。
						◎	引き続き、在宅医療・介護連携を促進するため、多職種研修会を開催していく。
						◎	入・退院時の引継ぎルールの運用により、退院時の引継ぎ率は高い水準を維持しており、在宅療養(生活)に向けた連携体制が整備されている。 日常の療養、急変時、看取りの場面での連携の仕組みづくりについて検討を重ねて行く必要がある。また、引き続き、消防局と連携し心配蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関するプロトコルの各職能団体への啓発に取り組んでいく必要がある。
						◎	今後も市民からの依頼に応じて、出前講座を実施していく。
						◎	市民が自分が望む生活や医療、ケア等について考え、家族や支援者等の身近な人と話し合い共有することができるよう、ACP(人生会議)の必要性について普及啓発していく。

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度（年度末実績）			
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
高知市	①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>安心して暮らし続けられる～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進～</p> <p>高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者が増えるとともに、認知症になる人の増加が予想されているなかで、一人ひとりが人生の最期まで、本人の望む自分らしい暮らしを安心して続けられるための取組をさらに進める必要がある。</p> <p>一人暮らしの高齢者の中には、自宅等での自立した生活を続けることが困難となる人もいるため、食生活や身の回りの困りごとを支援する必要がある。また、健康状態の把握ができていない人に対して個別訪問を行い、必要に応じて医療や介護予防サービスなどにつなぐ支援を行う必要がある。</p> <p>認知症は、早期診断・早期対応により進行を緩やかにできる場合があるため、認知症の人を早期に気づき、初期段階から支援することが重要である。また、認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けるために、市民一人ひとりが認知症に対して正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を見守り支援する体制づくりをより一層進めていく必要がある。</p> <p>一人ひとりが人生の最期まで、本人の望む自分らしい暮らしを続けるためには、健康な時から本人が望む生活や医療、ケアについて考え、家族や支援者と話し合い、共有しておくことが重要であるため、A.C.P.（人生会議）の普及促進を図るとともに、判断能力が低下した場合でも、本人の尊厳や権利を守るために、成年後見制度の活用による意思決定支援に取り組む必要がある。また、医療と介護の両方が必要になっても、切れ目ない支援を受けることができるよう、在宅医療と介護の連携をさらに推進していく必要がある。さらに、災害時に避難行動に支援が必要な人たちが安全に避難することができるよう、行政の取組にあわせて、住民同士で助け合う地域力を強化していく必要がある。</p> <p>※P55～56参照</p>	<p>④安心して暮らし続けられるための権利を守る支援 令和4年度に「高知市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度に関する広報や市民への啓発、意思決定支援、相談対応力の強化、成年後見制度を利用促進するためのコーディネート役を担う「中核機関」を設置した。また、高齢者の虐待件数の増加や、それぞれの世帯が抱える課題が複雑化しており、関係機関と連携した支援についても重要であるため、高齢者虐待等を予防するネットワーク構築に向けた取組を継続して行う。</p> <p>※P88参照</p>	<p>●市民後見人養成講座の開催 ⇒1回以上/年（各年度）</p> <p>●意思決定支援に関する啓発 ⇒80回/年（各年度）</p>	<p>【継続】成年後見制度の利用支援 成年後見制度の市長審判請求による成年後見制度の利用支援件数は年々増加している。令和6年度の相談受理件数は44件（うち死亡等による中止4件）、助成件数は17件（うち却下6件）であった。</p> <p>【継続】成年後見制度の利用促進 本年度は、高齢者のアンケート調査結果や後見業務受任団体との意見等を踏まえ第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画を策定した。本計画では、成年後見制度の認知度や相談窓口の認知度などを数値目標として設定し、成年後見制度の利用促進につなげられるものとした。</p> <p>【継続】中核機関の設置・運営支援 令和4年度より成年後見制度の広報や総合相談等を行う中核機関業務を高知市社会福祉協議会へ委託し、体制を整えている。関係機関等からの初期相談405件、専門職へのつなぎ21件（受任調整等）。</p> <p>【新規】意思決定支援の普及促進 今年度は、意思決定支援の一環としてエンディングノート（知っちょいてノート）の普及促進に取り組み、地域包括支援センターでは1,438部を配布した。 また、居宅介護支援専門員をはじめとする専門職や地域住民への普及を図るため、基幹型地域包括支援センター及び各地域包括支援センターの窓口において希望者へ配布を行っている。</p> <p>【継続】高知市高齢者・障害者虐待予防ネットワーク会議による連携・強化 今年度は4回開催し、虐待事例の検討を通じた関係機関とのネットワークの構築に努めた。（高齢3事例、障がい1事例）</p> <p>【継続】養護老人ホームへの措置 環境上及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者について、養護老人ホームへの入所措置を行っている。（新規入所者数 令和3年度：54名、令和4年度：44名、令和5年度：37名、令和6年度：40名）</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>○</p>	<p>高齢者のみの世帯数や認知症高齢者の増加、養護者による虐待件数の増加などを背景に、今後も市長申立てによる成年後見制度の利用件数が増加すると予想されるため、成年後見制度の適切な利用を支援していく。 また、困難な課題を抱えたケースの受任や後見業務の形態の検討、市民後見人の活用を協議する受任調整会議を立ち上げ、成年後見制度の利用の支援に取り組む。</p> <p>令和4年度より成年後見制度の広報や総合相談等を行う中核機関業務を高知市社会福祉協議会へ委託し、成年後見制度の利用促進に取り組んできたが、令和5年度に実施した高齢者対象のアンケート調査では、3年前の調査と比べて成年後見制度の認知度はほとんど変わらず、制度の周知が依然として不十分であることが明らかとなった。 第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画で設定した成年後見制度の認知度や相談窓口の認知度などの数値目標の達成に向け、制度の普及啓発等に取り組んでいく。</p> <p>後見人等の支援を行うためには、後見人等の業務の状況を把握する必要があるが、これまで後見人等の業務の状況が把握できていなかったため、後見人等にアンケート調査を行い、状況に応じて中核機関がフォローアップしていく。複合的な課題を抱えた後見業務が困難なケースの受任調整を行うなど、中核機関の機能強化を図る。</p> <p>高齢化や核家族化の進行により、身寄りのない高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症等による判断能力の低下に備えて、本人の意思をあらかじめ周囲に伝えておくことの重要性が高まっている。成年後見制度を利用するようになっても、本人の意思を尊重した支援を受けることができるよう、エンディングノート等を活用した意思決定の普及促進に取り組んでいく。</p> <p>虐待件数は年々増加傾向にあり、早期発見・早期介入のためにも、関係機関との連携を密にするとともに、虐待の早期発見及び予防に関する市民啓発に引き続き取り組んでいく。</p> <p>身元保証人、身元引受人不在を理由に民間施設への入所が困難で、養護老人ホームへの措置が必要な方が増加している。引き続き、必要な方の入所調整及び各施設への措置費支弁を適切に行っていく。</p>

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度(年度末実績)			
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
高知市	②給付適正化	<p>多様なサービスを効果的に受けられる～保険者によるマネジメント機能の強化・推進～</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、健康づくりや介護予防活動、必要な支援・サービスを自ら選択できることが重要である。</p> <p>地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを市内14か所に設置し、増加する相談支援や個別課題への対応に取り組んできたが、今後は地域課題の解決に向けて、さらに体制を強化していく必要がある。相談内容は高齢者の生活や介護に関する相談に加え、8050問題やひきこもり、いわゆるごみ屋敷問題など、複合化・複雑化した相談が寄せられており、地域包括支援センターだけではなく、多機関と連携して対応しなければ解決できない課題もある。このため、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組み、庁内関係部署や高知市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、包括的に支援する体制づくりに取り組んでいる。今後も、包括的な支援体制をより一層強化し、適切な支援につなげていく必要がある。</p> <p>保険者として介護保険施策を推進するためには、高齢者や関係者が高齢者の自立支援についての考え方を理解し、多様なサービスを効果的に受けることができるよう啓発するとともに、介護給付が適正に運用されているか確認するための適正化事業などを通じた保険者機能の強化に取り組む必要がある。また、市民や支援者に必要な情報を届けることができるよう、「Licoネット」の充実と啓発を進めていく必要がある。</p> <p>※P56～57参照</p>	<p>①多様な主体との考え方や方向性の共有</p> <p>「支える側」「支えられる側」という関係を越え、地域での支え合い活動を促進するため、講習会等の啓発活動に取り組む。</p> <p>地域内の関係機関や市役所内の関係部局とさらなる連携体制を構築し、それぞれの地域において細やかな相談支援や地域の実情に応じた活動を実施することなどにより、地域共生社会の実現に向けた取組を進める。</p> <p>令和2年に構築したLicoネットを活用し、介護保険サービス事業所や集いの場、ボランティア団体等の地域の多様な社会資源の情報を提供していきます。</p> <p>※P108参照</p>	<p>●自立支援・介護予防に関する啓発回数</p> <p>⇒270回/3年間(令和8年度末)</p>	<p>【継続】地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施</p> <p>関係機関や市役所内の関係部局との連携体制を構築し、高齢者以外の分野の相談を受けた際にも、適切に関係機関につなぐことができるよう、相談支援部署等職員や窓口部署職員への研修会を開催(令和6年度 相談支援部署:3回、窓口部署:4回)。個別事例において、複合化した個別事例を抱えており、多機関との連携が必要な事例については支援会議を開催し、支援方針を検討している(令和6年度:22回)。</p> <p>【継続】社会資源情報の把握と関係機関での情報共有</p> <p>市内の医療機関、介護事業所、相談窓口やいきいき百歳体操会場などの地域の集いの場等の情報を収集し、市民や支援者らがインターネットで検索できる「高知くらしつなげるネット(愛称Licoネット)」を運用している。市民向けの掲載情報は、延べ3610件(令和7年3月末時点)。</p> <p>【拡充】自立支援・介護予防の理解促進</p> <p>市民を対象とした介護予防の啓発活動として、「あなたに届けたい出前講座」を年間10回実施したほか、各地域包括支援センターにおいても、自立支援・介護予防に対する理解促進を目的とした啓発活動を99回実施し、延べ1,311人が参加した。また、地域包括支援センター職員や介護支援専門員などの専門職に対して、「総合事業の基礎を学ぶ」をテーマにした研修会の実施や、7月からは医療経済研究機構の協力のもと、基幹型地域包括支援センターが主催する「自立支援型地域ケア会議研修」を毎月1回リモート形式で開催している。</p>	◎	引き続き包括的な支援体制の充実や、相談等を通して把握した地域課題について、各分野との連携を進めていく。
						○	引き続き掲載情報の充実や、市民、支援者への周知に取り組む。
						○	各地域包括支援センターで実施している地域ケア会議について、自立支援を重視した運用が行えるよう、基幹型地域包括支援センター主催による「自立支援型地域ケア会議研修(オンライン)」を企画・開催し、専門職全体のスキル向上を図った。研修に参加した専門職からは、「総合相談の入口におけるルール化」や「自立支援によるサービス卒業の流れ」について、市民に分かりやすく説明できるツールの整備や仕組み化の必要性が指摘された。こうした意見を踏まえ、分かりやすく説明するためのツールの作成や相談受付時のルーラ化に向けて検討を進めていく必要がある。

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度(年度末実績)			
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
高知市	②給付適正化	<p>多様なサービスを効果的に受けられる～保険者によるマネジメント機能の強化・推進～ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、健康づくりや介護予防活動、必要な支援・サービスを自ら選択できることが重要である。</p> <p>地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを市内14か所に設置し、増加する相談支援や個別課題への対応に取り組んできたが、今後は地域課題の解決に向けて、さらに体制を強化していく必要がある。相談内容は高齢者の生活や介護に関する相談に加え、8050問題やひきこもり、いわゆるごみ屋敷問題など、複合化・複雑化した相談が寄せられており、地域包括支援センターだけではなく、多機関と連携して対応しなければ解決できない課題もある。このため、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組み、庁内関係部署や高知市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、包括的に支援する体制づくりに取り組んでいる。今後も、包括的な支援体制をより一層強化し、適切な支援につなげていく必要がある。</p> <p>保険者として介護保険施策を推進するためには、高齢者や関係者が高齢者の自立支援についての考え方を理解し、多様なサービスを効果的に受けることができるよう啓発するとともに、介護給付が適正に運用されているか確認するための適正化事業などを通じた保険者機能の強化に取り組む必要がある。また、市民や支援者に必要な情報を届けることができるよう、「Lico ネット」の充実と啓発を進めていく必要がある。</p> <p>※P56～57参照</p>	<p>②地域包括支援センターの機能強化 各地域包括支援センターに、令和5年度から生活支援コーディネーターと介護支援専門員を配置できることとしており、さらなる体制強化を進める。</p> <p>※P108参照</p>	<p>●自立支援型地域ケア会議開催数 ⇒252回/3年間(令和8年度末)</p> <p>●生活支援コーディネーター(専従)の配置 ⇒14人(令和8年度末)</p> <p>●介護支援専門員の配置 ⇒14人(令和8年度末)</p>	<p>【継続】地域支援体制の構築 地域包括支援センター毎に隔月で地域ケア会議を開催し、個別課題を検討するとともに、地域課題の抽出を行っている。今年度は定期開催が84回、随時開催が11回となっている。 また、自立支援のための職員のスキルアップと多職種連携の向上を図るため、医療経済研究機構のアドバイスを受け、基幹型地域包括支援センター主催で7月から毎月1回、自立支援型地域ケア会議研修を開催している。 加えて、これまでの地域ケア会議で抽出された地域課題の分析や解決手段について集計・整理を行った。</p>	○	<p>地域ケア会議の本来の目的である在宅での自立した生活の継続を目指し、個別事例から地域課題の抽出、社会資源の創設等、地域支援の体制構築に向けて地域ケア会議を引き続き開催するとともに、自立支援型地域ケア会議研修を通じてアセスメント能力の向上を図っていく。</p>
					<p>【拡充】地域包括支援センター体制強化 地域における活動強化のため、各地域包括支援センターへ専従の生活支援コーディネーターを13人配置、介護支援専門員(ケアマネジャー)を11人配置。</p>	○	<p>生活支援コーディネーターやケアマネジャーの専従配置を順次進めているものの、全ての地域包括支援センターへの配置には至っていない。地域包括支援センターの機能強化を図るため、引き続き専従配置を推進していく。</p>
					<p>【継続】地域包括支援センターの評価及び運営協議会の開催 地域包括支援センターの運営状況については運営協議会に報告し、評価及び改善意見をいただいている。また、国基準の地域包括支援センター運営評価も行った。</p>	○	<p>今後も引き続き地域包括支援センター運営協議会への報告と意見交換を行い、国の評価基準や評価結果も反映させ、センターの適切な運営を行う。</p>

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容			R6年度(年度末実績)			
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	実施内容	自己評価	課題と対応策	
高知市	②給付適正化	<p>多様なサービスを効果的に受けられる～保険者によるマネジメント機能の強化・推進～</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、健康づくりや介護予防活動、必要な支援・サービスを自ら選択できることが重要である。</p> <p>地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを市内14か所に設置し、増加する相談支援や個別課題への対応に取り組んできたが、今後は地域課題の解決に向けて、さらに体制を強化していく必要がある。相談内容は高齢者の生活や介護に関する相談に加え、8050問題やひきこもり、いわゆるごみ屋敷問題など、複合化・複雑化した相談が寄せられており、地域包括支援センターだけではなく、多機関と連携して対応しなければ解決できない課題もある。このため、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組み、庁内関係部署や高知市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、包括的に支援する体制づくりに一層強化し、適切な支援につなげていく必要がある。</p> <p>保険者として介護保険施策を推進するためには、高齢者や関係者が高齢者の自立支援についての考え方を理解し、多様なサービスを効果的に受けることができるよう啓発するとともに、介護給付が適正に運用されているか確認するための適正化事業などを通じた保険者機能の強化に取り組む必要がある。また、「Lico ネット」の充実と啓発を進めていく必要がある。</p> <p>※P56～57参照</p>	<p>③地域分析に基づく保険者機能の強化:</p> <p>「見える化」システムを活用し、本市の現状分析だけでなく、計画期間中の定期的な進捗状況の確認等、効果的な事業となるよう見直し等を行う。また、介護給付を必要とする人を適切に認定し、過不足のないサービスを事業者が提供する観点から、高知県や他団体とも連携しながら、本市の適正化事業を推進する。</p> <p>※P109参照</p>	<p>●「見える化」システムを活用した、事業の達成状況確認の実施回数 ⇒1回以上(各年度)</p> <p>●事後点検実施率(直営分・委託分) ⇒100%(各年度)</p> <p>●分析と対策検討の実施回数 ⇒1回(各年度)</p> <p>●指定居宅介護支援事業所のケアプラン点検実施率 ⇒100%(各年度)</p> <p>●ヒアリングを実施したケアプラン点検での指摘事項改善率 ⇒80%(各年度)</p> <p>●住宅改修:書類点検と訪問調査(必要時)の実施率 ⇒施工前・施工後:100%(各年度)</p> <p>●福祉用具購入・貸与(軽度者):書類点検と訪問調査(必要時)の実施率 ⇒購入後・貸与前:100%(各年度)</p> <p>●縦覧点検の実施率 ⇒100%(各年度)</p> <p>●医療情報との突合の実施率 ⇒100%(各年度)</p> <p>●介護給付費通知の送付回数 ⇒2回(各年度)</p> <p>●国保連合会システムからの出力帳票の活用回数 ⇒1回以上(各年度)</p> <p>●事業者等への照会、ヒアリングの実施回数 ⇒2回以上(各年度)</p> <p>●対象事業所への実地調査実施率 ⇒100%(各年度)</p> <p>●集団指導等の実施回数 ⇒1回以上(各年度)</p>	<p>要介護認定の適正化【指標】 要介護認定調査の事後点検を実施し、記入漏れや調査項目の選択と特記事項との整合性の確認を行った。審査会前には、主治医意見書と調査票の整合性を確認して、相違がある場合はその理由を審査会に報告した。また、厚生労働省の要介護認定適正化事業を利用して調査項目ごとに全国値と差がないか、認定審査会の合議体間格差、ばらつきについて分析の上、各合議体へ報告・説明を行った。</p> <p>他都市等と比較した現状の分析と活用【指標】 各年度内に「見える化」システムのデータ等を使用し、他都市等との比較や経年変化の分析等を行い、ホームページに掲載。</p> <p>ケアプラン点検の実施【指標】 令和6年度 点検実施:39事業所(2事業所廃止にて書類審査37)、ヒアリング実施:6事業所</p> <p>住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与の調査【指標】 ＜住宅改修＞施工前に申請書類の確認を行うとともに、担当ケアマネジャーや施工業者等へのヒアリングにて改修内容や必要性を確認した。疑義が残る場合は、追加写真の提出や訪問調査を実施。施工後も写真等を事前申請内容との突き合わせを行い、内容を確認した。工事前に訪問調査した件については、施工後に現地で状況を確認。 ＜福祉用具購入＞ 福祉用具の必要性を書類及び担当ケアマネジャー等へのヒアリングにて確認を行った。疑義が残る場合は訪問調査を実施。 ＜貸与＞ 軽度者福祉用具貸与に係る提出のあった確認依頼書について、必要性を確認した。</p> <p>縦覧点検・医療情報との突合【指標】 介護報酬請求の整合性の点検や医療情報との突合、事業所への照会等による適正の確認と過誤処理を国保連合会に委託し、実施。一部、国保連が受託していない帳票は、算定やサービス内容について事業所へ確認し、提供されたサービスの整合性の点検を実施。</p> <p>介護給付費通知の送付(年2回)【指標】 1回目:令和6年11月1日送付(14,908件) 2回目:令和7年2月3日送付(15,687件)</p> <p>適正化に関するシステムの活用【指標】 ＜国保連合会介護給付適正化システム＞ 国保連合会からのデータを元にRPAソフトを活用、算定基準等に合致していない可能性がある請求等を抽出し、事業所に対して調査票を送付。算定根拠等の確認及び回答を依頼した。事業所の算定誤り等の場合は、過誤処理を行う。 令和6年度 1回目 令和6年9月13日送付 10事業所32件(うち過誤処理3件) 2回目 令和7年2月25日送付 17事業所83件(うち過誤処理3件) 出力帳票を毎月取り込み、一部の帳票について、内容を確認した。</p> <p>指導監査等の効果的な実施【指標】 運営指導サービス事業所数 令和6年度 予定:75事業所、実施:74事業所 監査実施サービス事業所数 令和6年度 実施:1事業所 集団指導実施回数 令和6年度 実績:1回(全サービス事業所対象)</p> <p>運営指導について、事業所の廃止やサービス事業の休止に伴う当初予定からの減少については、計画外からの追加等により対応し、ほぼ当初計画どおりの実施となった。また、集団指導については、各サービス事業所に対し、Licoネット及び指導監査課ホームページによる書面開催を実施した。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>要介護認定の適正化 引き続き、要介護認定調査のチェック見落としをなくすように事後点検の強化を行い、調査項目ごとに全国値と比較しながら調査員の知識の共有を図る。また、認定審査会審査員の構成の見直しを行うことで合議体間格差・偏りを少なくしていく。</p> <p>他都市等と比較した現状の分析と活用 引き続き、「見える化」システムのデータ等を活用し、他都市等との比較や経年変化の分析等を行う。</p> <p>ケアプラン点検の実施 適切なケアマネジメントの実践に向けては、課題分析に必要な情報収集と分析の思考を習得する必要があるが、現状のケアプラン点検結果からは、アセスメントツールの影響による情報収集不足や、課題分析の不十分さが散見される。これらを改善するためには、ケアプラン点検事業単独で期待できる効果は薄いと考えられるため、高知市共通アセスメント様式の取組や、ケアマネジメント研修の取組と連動し、関係団体や担当者や課題を共有しつつ、課題解決に向けた包括的な解決策を展開する必要がある。</p> <p>住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与の調査 ＜住宅改修・福祉用具購入＞ 申請に関するマニュアル本を改訂し発行予定(R7、4発行)。担当者によって判断が迷うことへの解消と事業者へ周知を図る。 ＜貸与＞ 要介護認定結果が出るまでに月を複数またぎ日数が掛かることもあり、介護度が下がった場合は、軽度者福祉用具貸与が必要になることへの予防策として、要介護認定結果が出る前にケアマネジャーが「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書」等必要書類を本市へ提出していることで申請件数が増加。要介護認定結果後、提出が不要だった場合もあり、ケアマネジャーの負担にもなっている。</p> <p>縦覧点検・医療情報との突合 軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与については報酬算定上の制限があり、利用にあたっての確認書の提出の有無や期限が過ぎているか等、貸与の必要が認められる者かどうか確認を行っているが、国保連からの情報提供がサービス提供月から6か月後以上のため、算定不可となった場合、利用者や事業者負担に掛かる。</p> <p>介護給付費通知の送付(年2回) 令和6年度から適正化主要事業が見直しされ、給付費通知の送付が適正化主要事業から外れたことで、給付費通知の送付を取りやめる自治体もあり、一年に送付する回数等を含め、今後の事業の在り方についての検討が必要である。</p> <p>適正化に関するシステムの活用 国保連合会介護給付適正化システムから出力される帳票をさらに活用、給付実績について点検や確認を増やし、不適切なサービス提供があれば是正を行う。</p> <p>指導監査等の効果的な実施 事業所数の増加に伴い、国の示す運営指導の目標頻度の達成に苦慮している。また、報酬改定に伴う確認項目の増加及び複雑化により、実施時間が増加傾向にあるが、事前確認シートの随時見直しや報酬請求の事前確認等により効率的な運営指導に努める。</p>